

加賀市再生プロジェクト検討会設置要綱

令和7年12月9日
告示第104号

(設置)

第1条 市が実施する施策を通じて、若者から選ばれ、子や孫と安心して幸せに暮らせる加賀市を作り上げることを目的とする加賀市再生プロジェクトの推進に必要な事項について検討するため、加賀市附属機関設置条例(令和4年加賀市条例第1号)第2条第1項並びに別表第1項及び第7項の規定に基づき加賀市再生プロジェクト検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長からの諮問に応じて、加賀市再生プロジェクトの推進に必要な事項について検討し、並びに加賀市再生プロジェクトの推進に関して市が実施する施策及び事業について検証を行い、その結果を市長に答申すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的の達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、委員20人以内で組織し、加賀市にゆかりのある者又は本市に在住している者であって、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内産業団体、本市に事業所を有する企業等の代表者
- (2) 学識経験又は必要な専門的知識を有する者
- (3) 本市に事業所を有する金融機関等の代表者
- (4) 地域団体の代表者
- (5) 公募市民
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長)

第4条 検討会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務

を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、検討会の会議の議長となる。

3 検討会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 第3条の規定により委嘱された委員は、検討会の会議を欠席する場合、代理者を出席させることができる。

5 検討会の議事は、出席委員(前項に規定する代理者を含む。第7条において同じ。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 検討会は、会議で検討した内容を公表するものとする。

(関係者からの意見の聴取等)

第6条 検討会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者に対し、会議の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、加賀市再生プロジェクト担当課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。